「内部統制システムに係る監査の実施基準」の改定について

平成 21 年 7 月 9 日社団法人 日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査の実施基準」(平成19年4月5日制定)を次のとおり改定する。

(注) 修正箇所については、太下線を付し、太字で表示している。

新	IB
内部統制システムに係る監査の実施基準	内部統制システムに係る監査の実施基準
社団法人 日本監査役協会	社団法人 日本監査役協会
平成 19 年 4 月 5 日制定	平成 19 年 4 月 5 日制定
平成 21 年 7 月 9 日改正	
内部統制システムに係る監査の実施基準の改定について	
社団法人 日本監査役協会	
平成 21 年 7 月 9 日	
平成 21 年 4 月 1 日、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(平成 21	
年法務省令第7号)が施行されたことに対応するため、平成21年7月9日に「監査役監査	
基準」が改定された。これに伴い、本実施基準について見直しを行い、所要の改定を行うこ	
ととした。	

内部統制システムに係る監査の実施基準の制定について

社団法人 日本監査役協会 平成 19 年 4 月 5 日

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条

本実施基準は、監査役監査基準(昭和50年3月25日制定。<u>平成21年7月9日</u>最終改正)第21条第7項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査(以下「内部統制システム監査」という)にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(以降略)

内部統制システムに係る監査の実施基準の制定について

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条

本実施基準は、監査役監査基準(昭和50年3月25日制定。 平成19年1月12日 最終改正)第21条第7項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査(以下「内部統制システム監査」という)にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(以降略)

以上